

正 会 員 各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

労働安全衛生規則の一部を改正する省令について（お知らせ）

標記につきまして、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が令和７年４月１５日付官報（別添）に公布され、同年６月１日より施行されます。これにより、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際には、熱中症対策の実施が事業者には義務付けられ、違反した場合には罰則が適用されますのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

改正概要

◆ 熱中症予防対策の義務化

事業者は、労働者の作業環境や健康状態に応じ、熱中症予防のため、早期発見体制の整備、重篤化防止措置の実施手順作成、および関係作業員への周知の義務

◆ 罰則の適用

上記の義務を怠った場合、６月以下の懲役または５０万円以下の罰金

※「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、WBGT（湿球黒球温度）２８度または気温３１度以上の作業場で、継続して１時間以上または１日当たり４時間を超えて行われることが見込まれる作業

詳細につきましては、厚生労働省の関連資料等をご確認いただきますようお願いいたします。

概要等掲載URL

【厚生労働省】

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、湯口、國坂